

議事日程(第3号)

平成27年12月10日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(10件)

議案第63号 木城町災害対策基金条例の制定について

議案第64号 木城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

議案第65号 木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 木城町児童プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 木城町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 平成27年度木城町一般会計補正予算(第3号)

議案第69号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第72号 平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第73号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第76号 木城町児童館の指定管理者の指定について

2) 産業文教常任委員会付託議案(6件)

議案第68号 平成27年度木城町一般会計補正予算(第3号)

議案第70号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第71号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第74号 木城えほんの郷の指定管理者の指定について

議案第75号 木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者の指定について

議案第77号 木城町及び関係市町に係る多面的機能支払交付金の事務の受託について

日程第2 発議第1号 森林吸収源対策の財源確保を求める意見書(案)

日程第3 議員派遣の件

日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第5 各委員会の閉会中の調査

---

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(10件)

議案第63号 木城町災害対策基金条例の制定について

議案第64号 木城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

議案第65号 木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 木城町児童プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 木城町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 平成27年度木城町一般会計補正予算(第3号)

議案第69号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第72号 平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第73号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第76号 木城町児童館の指定管理者の指定について

2) 産業文教常任委員会付託議案(6件)

議案第68号 平成27年度木城町一般会計補正予算(第3号)

議案第70号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第71号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第74号 木城えほんの郷の指定管理者の指定について

議案第75号 木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者の指定について

議案第77号 木城町及び関係市町に係る多面的機能支払交付金の事務の受託について

日程第2 発議第1号 森林吸収源対策の財源確保を求める意見書(案)

日程第3 議員派遣の件

日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第5 各委員会の閉会中の調査

---

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 渕上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 稲田 宏美君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	半渡 英俊君	副町長 .....	横田 学君
教育長 .....	中竹 聖子君	総務課長 .....	中村 宏規君
財政課長 .....	石井 雄二君	会計管理者 .....	伊藤 章君
まちづくり推進課長 .....	萩原 一也君	環境整備課長 .....	河野 浩俊君
教育課長 .....	中井 諒二君	税務課長 .....	津江 邦彦君
福祉保健課長 .....	小野 浩司君	町民課長 .....	吉岡 信明君
産業振興課長 .....	押川 道彦君	監査委員 .....	桑原 正憲君

---

午前9時00分開議

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは皆様、ご起立下さい。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（後藤 和実） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名で

す。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程の追加及び議会広報編集特別委員会の報告の一部訂正がありましたので、12月9日に開きました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に入る前に、総務課長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

○総務課長（中村 宏規君） 議案第75号につきまして、一部誤りがありましたので、お手元の正誤表のとおり木城町温泉館「湯らら」を木城温泉館「湯らら」に訂正させていただきます。まことに申しわけありませんでした。深くおわび申し上げます。今後、こういうことのないよう、私も含め職員に対しまして注意を喚起していきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤 和実） 次に、教育長、まちづくり推進課長より発言を求められていますので、これを許可いたします。教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 私、12月7日の会議における発言を訂正いたします。訂正する発言は、「部活動をしていない子供たちが67.2%ほどおります」という発言を、「部活動している子供たちが67.2%ほどおります」という発言に訂正いたします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 12月4日の総括質疑の中で、6番、堀田議員から木城温泉館「湯らら」の余剰金の質問に対して、私、まちづくり推進課長が、「余剰金の取り扱いですが、今年度の分につきましては明記しておりますが、それ以前のやつの協定書には明記しておりません」と回答いたしましたが、来年度からの余剰金の取り扱いについては、まだ協定を結んでおりませんが、募集要項の中に余剰金の返還について明確に明記しております。

また、これまでの取り扱いについては、当初からの基本協定の中では、余剰金の返還について明記しておりませんでした。平成24年度からの協定書には「余剰金については返還する」というふうに明記しておりますので、ここで発言を訂正いたします。大変ご迷惑をおかけし、申しわけございませんでした。今後、このようなことがないように十分気をつけたいと思っております。

---

### 日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（後藤 和実） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案10件、議案第63号木城町災害対策基金条例の制定について、議案第64号木城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第65号木城町税条例等の一部を改正

する条例の制定について、議案第66号木城町児童プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号木城町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号平成27年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、議案第69号平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第72号平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第73号平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第76号木城町児童館の指定管理者の指定について、以上10件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上求めます。委員長、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 平成27年第6回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、12月8日から12月9日までの2日間、総務常任委員会室において、委員5名の全員が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。また、付託された議案の一部にて、産業文教常任委員会との連合審査を行いました。

まず、議案第63号木城町災害対策基金条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第64号木城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第65号木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第66号木城町児童プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第67号木城町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第68号平成27年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、原案可決です。

次に、議案第69号平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第72号平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第73号平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第76号木城町児童館の指定管理者の指定について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案6件、議案第68号平成27年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、議案第70号平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第71号平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第74号木城えほんの郷の指定管理者の指定について、議案第75号木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者の指定について、議案第77号木城町及び関係市町に係る多面的機能支払交付金の事務の受託について、以上6件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上求めます。渚上三月君。

○産業文教常任委員会委員長（渚上 三月君） 平成27年12月議会産業文教常任委員会に付託されました事件は6件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は、12月8日、9日の2日間、産業文教常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。なお、議案第68号の一部、議案第74号、議案第75号については、3階大会議室において総務常任委員会との連合審査を行いました。

初めに、議案第68号平成27年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、原案可決です。

議案第68号について、意見がありましたので報告します。

木城えほんの郷指定管理委託料の債務負担行為限度額は、5年間で1億1,672万4,000円であるが、他の指定管理者との兼ね合いも鑑み、経費削減に努めてもらい、町長等は管理者に対し、業務及び経理の状況に関し報告を求め調査をし、指示をされたい。また、木城えほんの郷が20年経過する中で、これまで運営には尽力されてきたと思うが、さらに町民とともに活動できるような環境づくりをし、町民の参加が増えるよう努めてもらいたい。

次に、議案第70号平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第71号平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決です。

次に、議案第74号木城えほんの郷の指定管理者の指定について、原案可決です。

次に、議案第75号木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者の指定について、原案可決です。

次に、議案第77号木城町及び関係市町に係る多面的機能支払交付金の事務の受託について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第63号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第71号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第72号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第73号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第74号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第75号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第76号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第77号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより委員会付託議案の15議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は、起立によることといたします。

まず、議案第63号木城町災害対策基金条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号木城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号木城町児童プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号木城町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決あります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成27年度木城町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告は、ともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 反対します。理由は、議案第68号木城町一般会計補正予算（第3号）の中で、債務負担行為として計上されている木城えほんの郷みどりのゆりかご協会に対しての指定管理委託料、5年間、総額1億1,672万4,000円を810万円ほど減額し、総額1億862万4,000円にすべきである。減額810万円は、1年、162万円の5カ年分であり、その根拠は、平成25年度まで指定管理委託費とは別に公演委託ほかで305万円予算計上され、支出をされてきました。305万円のうち200万円は海外公演の委託料で、えほんの郷決算書には、収入支出ともに計上されていない、木城町が公演委託先に直接支払いをされているものです。

しかし、海外公演はそれよりずっと前の平成21年度以降、一度も実施されておきませんので、目的外支出であります。同じ公の施設で、指定管理費と委託料があるのは、疑問も生じ、わかりにくいので一本化すべきと、平成25年12月定例議会、一般会計補正予算の債務負担行為補正で、木城えほんの郷指定管理委託料、5年総額で1億500万円を、481万5,000円変更増額し、総額1億981万5,000円にするもので、増額理由は狂言公演委託について指定管理委託料への合算に伴う増額、ここで初めて狂言公演という言葉が出てまいりました。

しかし、狂言公演は既に平成22年度より実施されており、当然23年度から27年度までの指定管理協定での事業計画、収支計画にあるべきであります。23年度からの新しい指定管理委託料に積算されていなければならない。したがって、平成27年度協定期間が終了するので、この増額した分も平成27年度で終了するべきである。

しかし、今回、申請者からの提案額も増額後のままの金額が基準価格となっているから、平成23年から27年度までの増額変更前の見込み額は1億500万円で、今回見込み額から、先ほど申しました減額すべきである810万円を減額したとしても、総額は1億862万4,000円で、実質的には前回協定よりも、まだ326万4,000円の増額となります。減額しても平成27年度までの金額を上回るわけですから、運営上において支障が生じるとは思いません。

むしろ、私は反対に川原自然公園についてこそ、日々の努力を評価し、大きく増額、こういっ

たところに増額はすべきである。温泉館「湯らら」、川原自然公園も、前回協定額よりも年間252万円から最終年度は352万円の減額となっております。指定管理委託料は町民の税金ですので、えほんの郷だけ特別では公平性に欠けると思います。

以上のような理由で、現状のままの債務負担行為を認めることはできません。したがって、この債務負担行為を含む議案第68号に反対をいたします。一般会計補正予算そのものに反対することは、決して本意ではありませんが、私たち議員としての役割、使命だと考えます。

議員の皆様、前回、途中増額された分を減額しても、前回より実質は増額になるということ、当初申しました810万円の減額をしないで、今回原案のままですと、27年度までの当初協定金額よりも、5年総額で1,172万4,000円の増額になることを認めることとなります。このことに対して、議員としての役目は何なのか、えほんの郷目線、行政側目線でなく、町民目線に立ち、町民は私たちに何を期待されているのか常識ある判断をしていただきたい。

また、賛成議員は町民が納得し、説明できるような賛成理由を明確に賛成討論の中で述べていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。7番、淵上三月君。

○議員（7番 淵上 三月君） 私は、議案第68号、債務負担行為、えほんの郷みどりのゆりかご協会に対する指定管理委託料について賛成いたします。

えほんの郷は、20年の長きにわたり、創意工夫され、他に類を見ない事業を展開されてきました。自然の中で夢と想像力を育み、子供たちの情操教育に努められ、質の高い文化を発信されてきたと思います。その間、全国各地からの交流人口を増やし、木城町の存在感を大いに高めました。惜しむらくは木城町民の参加が少ないことで、今後は町民への働きかけに努められ、多くの参加が得られるように望みます。

以上の理由で、私は賛成いたします。

○議長（後藤 和実） 反対の討論はありませんか。1番、眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 私は、第68号、債務負担行為、木城えほんの郷の指定管理委託料について反対の意見を述べさせていただきます。

我々議員というのは、町民の声をしっかりと聞き、行政に届けるという役割を担っていると思います。今回、木城えほんの郷の指定管理料については、町民の関心も高く、減額を望む声も多かった。そのため、私は6月、9月の一般質問にて減額の要請をしてみました。

しかし、今回提示された指定管理料が希望した金額と大幅に違っていたため、私は反対をしたと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 賛成します。理由については、68号議案、平成27年度木城町一般会計補正予算の中の債務負担行為、木城えほんの郷指定管理委託料については、委員会において所管担当課と十分に協議をした中で、反対者意見と同調する部分も多々ありましたが、これまでの改善案を善処するなど前進する部分もあり、また、町民の声の中には、えほんの郷があることでの効果を聞きました。えほんの郷職員の話では、交通費の非給付で、経費削減に努力が見られるなど総合的に判断し、68号議案に賛成します。行政は反対者の意見、所管委員会の意見を謙虚に受けとめ、町民の負託に答えられるように努力することを要望します。

○議長（後藤 和実） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成多数。よって、本案は、両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号木城えほんの郷の指定管理者の指定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者の指定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号木城町児童館の指定管理者の指定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号木城町及び関係市町に係る多面的機能支払交付金の事務の受託について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 発議第1号

○議長（後藤 和実） 日程第2、発議第1号、意見書の提出、森林吸収源対策の財源確保を求める意見書（案）を淵上三月君ほか4名から提出されております。提出されました発議第1号については、あらかじめお手元に配付いたしておりますので朗読は省略し、提出した7番、淵上三月君の趣旨説明を登壇の上求めます。7番、淵上三月君。

○議員（7番 淵上 三月君） 発議第1号森林吸収源対策の財源を求める意見書（案）、提出の趣旨説明をいたします。

本町は、町域の83%を森林が占めており、森林は国土保全や地球温暖化防止等、多面的な機能を有し、私たちに多大な恩恵をもたらしています。また、森林の整備を行うことは温室効果ガスの吸収及び排出削減にもつながります。このような森林整備を着実にを行うために、森林吸収源対策の財源確保を求める意見書を提出いたしますので、ご審議をお願いいたします。

○議長（後藤 和実） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第1号に対する質疑、討論、採決を行います。発議第1号森林吸収源対策の財源確保を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第1号森林吸収源対策の財源確保を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号森林吸収源対策の財源確保を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議員派遣の件

○議長（後藤 和実） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については現在確定したものはありませんが、後日、追加などがあった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

---

### 日程第4. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

○議長（後藤 和実） 日程第4、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず総務常任委員長、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 総務常任委員会から報告をいたします。総務常任委員会において所管事務調査をしたので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

議会報告第1号の資料をごらんください。

調査は、10月19日から10月20日までの2日間、佐賀県玄海町において、ふるさと納税制度、また佐賀県唐津市において、指定管理者制度について、全委員5名と町長部局の総務課職員1名及び財政課の職員1名に同行を依頼し、研修を行いました。

研修内容については、読み上げをさせていただきます。

まず、2ページですけれども、ふるさと納税の取り組みについて、佐賀県玄海町です。

玄海町は人口6,100人、平成27年度一般会計当初予算が82億2,300万円、歳入の14%に当たる11億5,000万円をふるさと納税として計上されています。

ふるさと納税は、平成24年度が700件の410万円でしたが、平成25年9月にポータルサイト「ふるさとチョイス」に掲載すると9,900件、2億4,800万円まで増加、と同時にテレビ、雑誌に多く取り上げられました。

このことにより、広告費用をかけずに人が人を呼ぶ口コミ効果により、翌平成26年度実績は一挙に5万件、10億6,600万円と大きく増加をしております。取り組み当初は寄附というハードルを下げ、通販感覚で寄附をしてもらえるよう5,000円から開始され、現在も寄附件数の90%を占めています。

工夫を重ねた海の幸、山の幸の毎月お届け便10万円コースの人気の高かったので、その上の100万円の毎月お届け定期便、金のプレミアムお裾分けコースを開始しました。現在までに430件、4億3,000万円になっていることに驚きました。東京周辺の高齢者が大半だということでした。

当日は、福井県越前町議会との合同視察ということもあり、説明する担当職員のふるさと納税に取り組む熱意が感動を覚えるぐらいに伝わりました。町長から、自分たちの思いを思い切ってやれという言葉信じ、ふるさと応援寄附金対策室の若い職員同士、内容の充実に取り組まれています。

例えば、申請、発注のシステム導入、日本郵便株式会社との礼品発送業務の一本化、「ふるさとチョイス」でのクレジット決済、特産品のリニューアル、玄海町からありがとう特典カタログの作成等を行っています。

寄附金の使途、使い道を寄附者がわかるように、4分類から選択するようにしています。内容については人材育成に860万円、医療及び福祉に1,970万円、自然及び環境保護に600万円、そしてユニークなのが、玄海町応援町長お任せ事業で、26年度までに約1億円を充当されており、通学バス購入や観光用ラッピングトラック事業等に使われています。

10億円以上の寄附があっている玄海町にも、今後の課題はたくさんあると、その一部を話されました。その一つとして、本年4月から減税対象となる寄附額の上限が約2倍に引き上げられたことや、ふるさと納税が拡充されたこと、また、全国的に本来のふるさと納税の趣旨から外れ、高額な商品、豪華特典などを盛り込む傾向になり、玄海町では謝礼品の金額を寄附金の40%から50%にしている、今後、各自治体間の競争がますます激しくなるだろうと予想されております。

次に、4ページでございます。

指定管理者制度の取り組みについて、佐賀県唐津市に行っていました。

唐津市は人口12万6,000人、平成27年度当初予算666億9,400万円、本町とは桁が違いますけれども、平成27年度現在での指定管理施設が78施設あります。公募による指定

管理者31施設、非公募47施設であり、そのうち市が出資する法人・公共団体が指定管理者となっているのが36施設、内訳は市体育協会16施設、市文化事業団、市社会福祉協議会12施設、ほか11施設が医療法人ほかであります。

非公募は、適正な管理運営を確保するために必要と認められるときや、そのほか市長が必要と認めるとき、または地元の特定団体に委託する必要があるとき、地場産業の育成や雇用の確保等の目的達成のためということとなっております。このことは、公の施設指定管理者制度導入指針として明記をされております。

また、非公募による指定管理者の場合、生じた利益の2分の1を市に納入させている。公募、非公募とも収支決算が赤字になった場合でも、市は補填はしないということになっている。担当職員は非公募施設の中で指定管理施設として、また、指定管理者として不適切、または全く値しない施設がたくさんありますと正直に話をされました。合併前の根強い地区意識、面目が残っているためだということでした。

しかし、平成27年度以降、改正案がまとまり、施設そのものの廃止を含め、すべてが公募による選定となるだろうとのことでした。

我々が、今回、調査に唐津市を選んだ目的は、モニタリング評価を実施されている点であります。モニタリングとは、指定管理者が提供している公共サービスを定期的に確認し、必要に応じて改善の指導などを行い、管理が適正でないときは指定を取り消しにする一連の仕組みのことで

す。

評価についてはAからEまでの5段階評価として、確認、改善指導のほかにも、次期更新時におけるアドバンテージ加算として審査結果にも反映されています。

しかし、残念なのは、モニタリング評価を担当職員のみで実施している点、モニタリング評価を次の候補者選定につなげるとしているが、候補者選定委員会も職員のみで構成されている点から、一定基準どおりに実施されているのか、公平性、透明性に疑問を持ったところであります。

また、指定管理者に対する市の監査は行っていないが、今年度から、監査委員において、市から補助金等を交付している体育協会、文化事業団、社会福祉協議会の監査が実施される場合、当該団体が指定管理者となっている施設の管理運営状況についても監査の対象とする予定だそうです。

5ページに、考察を載せております。

まず、ふるさと納税、本町におきまして今後魅力ある、お得度感のある謝礼品の組み合わせの選定、ほかの自治体との差別化、謝礼品生産者の確保と品質の安定均一化、謝礼品の宅配業者の一本化、定期便コースの新設等々、創意工夫をする点がいっぱいありますが、何よりも大事なのは職員のやる気と感じました。担当職員だけでなく全職員の盛り上がり、町を挙げての取り組

みです。将来の財政安定化のための財源として、議会も一緒になって取り組まなければならないと思います。

2番目、指定管理者制度。指定管理者は、毎年、数年にわたって多額の公金を投入するので、その運営については今よりも厳しくチェックし、公平性、透明性を保たなければならない。そのことが、よりよい町民サービスの向上と同時に管理運営委託費の見直しにもつながるので、モニタリング評価を導入してはどうだろうか。

本町の場合、今年度より公募による候補者選定と選定委員会の中に第三者を入れることで、公平性の確保は一步も二歩も前進をしましたが、その上でモニタリング評価とともに大事なことは、指定管理者から毎年度、決算終了時に提出される事業報告、決算収支実績等を申請時に提出されたものとの比較検討を、そのときだけの担当職員のみで行うのではなく、選定にかかわった職員全てがチェックし、評価する体制にしてみてもうどうだろうか。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 次に、産業文教常任委員長、淵上三月君。

○産業文教常任委員会委員長（淵上 三月君） 産業文教常任委員会、所管事務調査の研修報告を行います。

平成27年10月5日から6日、福岡市のオリーブ加工センターと熊本県荒尾市で研修を行いました。参加者は、産業文教常任委員5名と議会事務局職員1名であります。研修の目的は、オリーブの栽培、加工、販売及び搾油方法についてであります。

1日目は、福岡市の株式会社オリーブジャパンが経営するKOA加工センターで研修を行いました。オリーブ加工センターでは搾油機、オリーブ新漬設備、作業室、冷蔵庫等の設備があり、各地域から運ばれてきたオリーブの実を搾油し販売していますが、現在の段階では収穫量も少なく、九州全体で5トンぐらいだということでした。搾油量は、品種にもよりますが平均で15%程度であります。

2日目は、熊本県荒尾市で研修を行いました。荒尾市は梨、ミカンを中心とした果樹栽培が盛んでありましたが、近年の地球温暖化による気象災害の多発、農家の高齢化、農産物価格の低迷等があり、後継者不足、離農等により耕作放棄地が増加したため、栽培管理が容易で高齢者にも負担が少なく、加工等による付加価値が高い特産品として可能性を探るべく、オリーブの栽培事業に取り組んだということです。

平成22年度から事業に取り組み、3年間は苗木購入額の50%を市が補助しています。それに伴い、栽培者で荒尾市オリーブ研究会を立ち上げ、会員からの年会費1,000円と市からの運営補助金30万円、人材育成費6万円の予算で毎月会議を行い、行事報告や計画の調整、病害虫情報についての意見交換、施肥、薬剤散布、剪定等の情報交換、収穫や製品化についての協議

等を行い、活動されています。

また、苗木購入助成として、市から上限100万円の予算をもらい、購入額の25%を助成しています。また、オリーブの収穫体験や視察の受け入れにも積極的に取り組んでおり、将来に向けた九州オリーブ村構想が始動しています。

構想の1つ、苗木の生育向上、安定供給、価格の低減を目的に、苗木生産を始めています。市としてもミカン農家の廃園や耕作放棄地の対応としてオリーブ植栽を進めており、将来的には1万本を目指しているそうです。

総括として、近年、健康ブームもあり、オリーブオイルが注目されています。全国消費約5万トンに対し、国産品は約15トンで、非常にマーケットは広いが、九州管内でのオリーブ栽培については年数も少なく、データも乏しいのが現状であり、木城町の気候風土がオリーブ栽培に適しているかが問題であると考えます。

また3、4年でオリーブの実がなりはじめても、ある程度の収量を得るには10年くらいのスパンで考える必要があります、木城町の特産品として推進するためにはさらなる研修や勉強会をし、状況を見きわめながら慎重に進めるべきであると考えます。

以上で、産業文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 次に、議会運営委員長、原博君。

○議会運営委員会委員長（原 博君） 議会運営特別委員会、先進地視察研修報告を行います。

研修日、平成27年9月22日、研修先、宮崎県西臼杵郡高千穂町、高千穂町役場。参加者、議会運営委員5名、議長、事務局1名。目的、議会活性化の取り組みについてであります。

議会基本条例の制定について、導入の経緯、町民参加による住みよいまちづくりを目指して議会改革、議会活性化を図るため、議会活動及び議員活動のあり方や町民及び行政との関係を見直し、議会の機能を十分発揮し、役割と責任を果たすことのための制定である。導入により、一般質問では通告に対し答弁書を事前にもらうことや、長期計画の策定の際には、事前に執行部側との協議の場を設けるなど、また議会基本条例の中に、議会報告会等を盛り込むことで会場の選定がしやすくなり、一部団体での報告が特定議員の宣伝や偏見的な報告の場となることを防ぎ、議員全員で対応することで議会の機能を十分発揮し、役割と責任を果たすことができる、などでした。

総括として、本町も議会活性化はなかなか厳しい状況であると感じる中で、町の発展のため公正・公平な行政運営を監視する議会の機能を十分発揮し、役割と責任を果たすためには、今後、他の市町村の状況を見きわめながら十分に研修と協議を重ね、本町の議会基本条例が制定できるように、議員全員で努力をしていきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 次に、議会広報編集特別委員長、山田秋吉君。9番、山田秋吉君。

○議会広報編集特別委員会委員長（山田 秋吉君） 議会広報編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、12月22日から1月13日にかけて、計4回の委員会を開催しますので、皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。

また、紙面をつくるに当たり、議会の内容等をわかりやすく町民の皆様に興味を持っていただけるよう作成に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

次に、調査研修を行いましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議会報告書第4号にて報告書をつけておりますので、抜粋して報告をいたします。平成27年度8月10日から8月の11日にかけて、熊本県玉名郡南関町議会、熊本県菊池郡菊陽町議会に、広報委員4名、それから議会事務局が1人参加をして、研修をしてまいりました。研修内容については、議会広報紙の編集・発行の取り組みについてでございます。

まとめだけ報告させていただきます。今回、南関町議会、菊陽町議会の議会だより編集委員会を訪問し、研修先の議会だよりの編集方法や配慮している点を聞くほかに、本町の議会だよりを見て意見をいただきました。

両町ともに活発な編集委員の研修に取り組み、空間利用、写真、表紙の色彩、文字の大きさ等さまざまな議会だよりに対する取り組みを見聞きできました。特に、両町とも県主催の研修会はもとより、全国町村議長会主催の町村議会広報研修会に参加するなど研究に熱心であった。

諸編集では、6月議会だよりにおいて議論となった一般質問における広報編集のあり方については、南関町では議員の提出した文書に手は加えないということであったが、個人を特定できるものについての発言は、議会運営委員会で、一般質問があったときに内容について注意しておくべきとの意見であった。

菊陽町は、以前そのような文書の変更があって、本人に変更を求めたことがあったとのことである。それ以降、議会申し合わせにおいて、広報委員に一任するというようになったようである。

両町とも広報紙の写真の撮り方、文書の取り扱いや色分けに工夫をし、町民が議会に対して興味を持つように熱心に工夫されてることを聞いて、大変有意義でありました。

また、改めて広報紙の持つ意義と編集の難しさを再認識した研修でありました。

以上、資料については議会事務局のほうに置いてますので、そちらのほうも参照していただきたいと思ます。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

## 日程第5. 各委員会の閉会中の調査

○議長（後藤 和実） 日程第5、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員会から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例などに関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に関わる事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査などに関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（後藤 和実） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。去る12月4日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり、慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで平成27年第6回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） 一言お礼を申し上げます。7日間にわたります第6回木城町議会定例会における議案のご審議、まことにありがとうございました。

今議会上程の15議案、全て原案のとおり可決をいただきました。厚くお礼を申し上げます。一般質問の中では建設的なご意見、ご提言をいただきました。また、審議の間におきましてもご意見、ご指摘をいただいたところでもあります。しっかりと受けとめ、これからの町政運営執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと思います。どうか議員各位のご理解を賜り、ご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

本年も、いよいよ残り少なくなってまいりました。年末年始に向けた準備が始まり、何かと慌ただしくなりますし、寒さも一段と厳しくなってまいります。議員各位初め、皆様方には十分ご健康にご留意いただきまして、年末年始をお過ごしいただきたいと思います。

当面の諸行事でありますがお手元に配付をしてございます。喫緊には1月1日、木城町成人式をリバリスでとり行います。ご出席を賜りまして、新成人に激励と応援をしていただければ、思い出深い心に残る成人式になるものと思っております。

なお、1月4日から仕事始めとなります。年始早々多くの行事が予定されていますので、議員各位におかれましては、お繰り合わせの上、ご出席していただきますようお願いを申し上げます。

て、お礼と当面する行事への参加お願いといたします。

改めまして、12月定例議会、どうもありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（淵上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時15分閉会

---